平成２７年（フ）第２０号
福岡県行橋市大橋１丁目５番16号
債務者　松本　泰幸
1　決定年月日時　平成27年４月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２７年（フ）第４４号
盛岡市津志田南２丁目２番27号　コーポ津志田206号
債務者　小笠原貴和子
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１１６号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡２丁目12番１号
債務者　中村　裕次
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１４６号
埼玉県所沢市和ケ原１丁目687番地の13　旭荘201
債務者　高野　京子
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１８号
北海道滝川市二の坂町西４丁目96番地４
債務者　新谷　大輔
1　決定年月日時　平成27年４月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２７年（フ）第４６号
北海道登別市鷲別町２丁目５番地８　ワシ別ハイツ１－２
債務者　和田紀代美
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第４２号
北海道帯広市西17条北２丁目12番15号
債務者　石松　卓也
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第６２号
北海道帯広市西16条南６丁目20番３号　グローリ166―402号室
債務者　渋谷　　薫
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第６号
新潟県上越市五智新町４番36号コーポ中村Ａ棟202号
債務者　佐藤　正力
1　決定年月日時　平成27年４月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第８７号
愛知県一宮市花池３丁目７番11号　石照マンション花池202号
債務者　寺澤　　進
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２７号
岡山県美作市川上1054番地１
債務者　森崎　里恵
1　決定年月日時　平成27年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第３９号
山口県宇部市幸町１番29号
債務者　村上　秀之
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第３６号
長崎県諫早市栄田町３番22号　野口アパート、旧住所長崎県諫早市小野島町3156番地１
債務者　平古場光次
1　決定年月日時　平成27年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第３７号
長崎県諫早市高城町６番10号　３Ｆ、旧住所長崎県諫早市幸町33番20号　ソレイユＢ棟202号
債務者　松本　伸之
1　決定年月日時　平成27年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第３８号
長崎県諫早市白岩町37番地５
債務者　小路口夕子
1　決定年月日時　平成27年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第６２号
長崎県長崎市寄合町３番47号　松岩ビル502
債務者　東　　孝士
1　決定年月日時　平成27年４月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７５号
長崎県長崎市虹が丘町13番18号
債務者　山下　美**紀**
1　決定年月日時　平成27年４月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係